

令和8年度中間支援等による市民協働推進の協働コーディネート業務運営委託 審査基準要領

1. 概要

本業務の審査・選定は、本市が設置した選定委員会により公募型プロポーザル方式を実施する。

2. 選定委員会

本業務における選定委員会の構成員は、以下のとおりとする。

ア 委員長	市民部長
イ 委員	総務部副部長
ウ 委員	企画政策部副部長
エ 委員	教育部副部長

3. 審査方法

- (1) 担当部署において提出書類に基づいて参加資格審査を実施し、5社以上から参加表明書の提出があった場合は、配点合計上位4社を企画提案書提出者の対象とする。同点の場合は、4社を超えて選定するものとする。なお、参加表明書の提出が5社未満の場合でも提出書類による参加資格審査は実施するものとする。
- (2) 審査会は原則、企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。また、本市が定めた審査基準に基づき採点し、外部有識者の意見聴取（採点を行わない）を実施した上で、参加資格審査、審査会、見積額による採点の合計点が最も高い者から第1位順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1位順位として選定する。
- (3) 前項にかかわらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) 以下に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
 - エ 仕様書の条件を満たさない提案を行った場合
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4. 審査基準

参加資格審査基準

審査項目	審査内容	配点
経営規模等	経営規模・履行保証力・瑕疵担保力・社会貢献度は総合的に評価し妥当であるか	5
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	5
業務体制	仕様書に求める業務実施体制が確保できているか	5
表彰実績	事業者として表彰された実績を有しているか	5
合計①		20

審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	審査の着目点	配点
1 中間支援業務の実施方針について	中間支援業務の趣旨をよく理解し、受託にあたっての明確な考え方が示されているか	5
	受託業務に対して責任を持って遂行していく意欲を有しているか	5
2 業務実施体制について	地域特性を理解し、業務が円滑に遂行できる組織となっているか	5 × 2
	本業務を遂行するにあたり、職員が十分な経験、研修を有しているか	5
3 業務内容について	(1) 育成業務 ※令和8年度から令和10年度までの3カ年度計画とする	5
	(2) 交流・連携・啓発事業	5
		5
	(3) 相談業務	5
		5
	(4) 地域活動情報の収集及び提供	5
	(5) その他	5

	市職員との連携、協力	5
合計②		70
見積額による採点③	10×（全提案者内の最低見積／提案者の 見積額） ※小数点第2位以下切り捨て	10
総合計（①+②+③）		100

【評価基準】

5点：優れている 3点：標準 1点：劣っている